

事務の取扱いについて

- 省令を公布した際に、省令の公布通知と合わせて、以下の内容についての事務取扱通知を日本年金機構及び地方厚生局宛に発出する予定。
- 1 特定事由に係る申出等の制度の趣旨・概要（資料2-2参照）
 - 2 特定手続きに該当する手続きとして、国民年金法等に規定する諸手続きを記載（政令事項）
（参考）

① 任意加入の申出
② 一部免除の申請
③ 付加保険料の納付申出
④ 全額免除の申請
⑤ 学生納付特例の申請
⑥ 若年者納付猶予の申請
 - 3 申出受付から決定通知書送付までの事務の流れ
受付の際には、申出者に対して、本制度の趣旨、手続きの流れ、提出物の例、不服申立の手続き等を丁寧に説明する等の助言及びその他必要な援助を行うよう努める旨を記載。
 - 4 特定事由に係る申出等の承認基準の具体的運用について（資料2-2参照）
 - 5 申出書の様式
 - 6 承認決定通知書・不承認決定通知書の様式
不承認決定通知書には、申出者に不承認の理由をわかりやすい言葉で記載。
 - 7 標準処理期間（資料3参照）